

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

### 告示

○東京都心身障害者福祉手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………  
（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課……………）

○公共測量の実施……………（都市整備局都市基盤部調整課……………）

○公共測量の終了……………（同……………）

○都営住宅の廃止……………（都市整備局都営住宅経営部経営企画課……………）

○都営住宅の使用料の変更……………（同……………）

○都営住宅の名称、位置、使用料等……………（同……………）

○都営改良住宅の使用料の変更……………（同……………）

○東京都地域特別賃貸住宅の使用料の変更……………（同……………）

○東京都特定公共賃貸住宅の使用料の変更……………（同……………）

○都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………（同……………）

○建築基準法による道路位置の指定……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課……………）

○建築基準法による道路位置の指定の変更……………（同……………）

○建築基準法による一団地の区域……………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課……………）

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の十三第二号に規定する知事が認める機関の認定……………（環境局地球環境エネルギー部総量削減課……………）

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（四件）……………

……………（環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課……………）

○鳥獣捕獲等事業の変更認定……………（環境局自然環境部計画課……………）

○救急医療機関の認定……………（福祉保健局医療政策部救急医療課……………）

○都道の区域変更（三件）……………（建設局道路管理部路政課……………）

○東京都港湾環境整備負担金条例による負担対象工事の指定……………（港湾局港湾経営部経営課……………）

### 告示（公）

○運転免許取得者教育の認定取消し……………

### 公告

○土地区画整理組合の理事の辞職及び就任……………（都市整備局市街地整備部区画整理課……………）

## 規則

東京都心身障害者福祉手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十一月三十日

東京都知事 小池百合子

### 東京都規則第四百五十五号

東京都心身障害者福祉手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都心身障害者福祉手当に関する条例施行規則（昭和四十九年東京都規則第三百三十

八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「長期譲渡所得の金額、同法」を「長期譲渡所得の金額（租税特別措

置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四

条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十

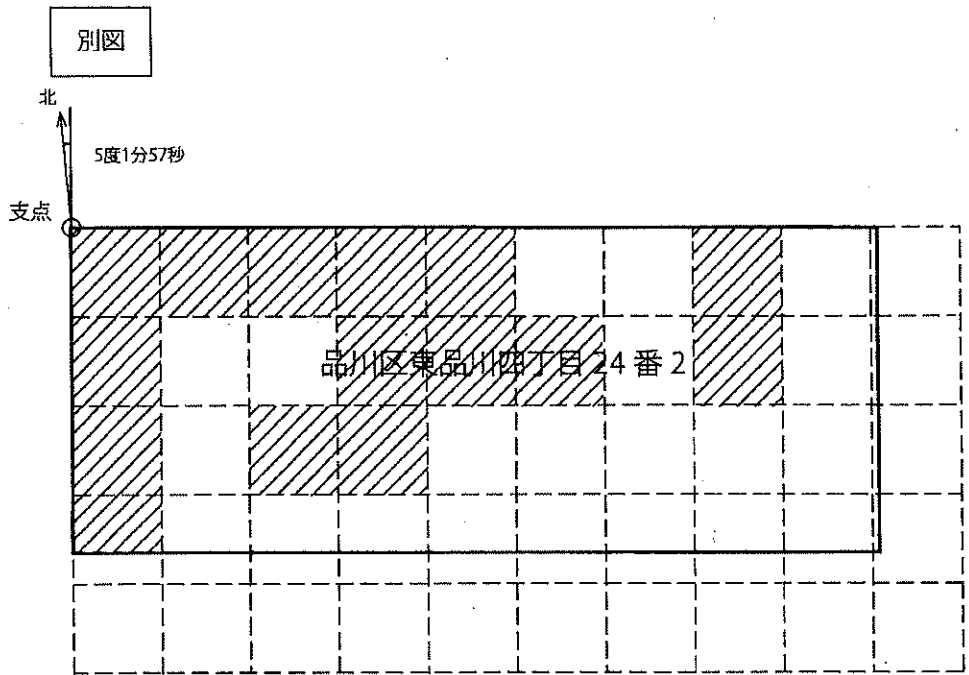
五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用によ

り同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金

額）、地方税法」に、「短期譲渡所得の金額、同法」を「短期譲渡所得の金額（租税特

別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第

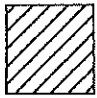
一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場



**凡例**

—— 敷地境界

- - - 単位区画

 形質変更時  
要届出区域

**支 点**

支点は、品川区東品川四丁目24番2の最北端とする。

**格子の回転角度**

5度1分57秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百二十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

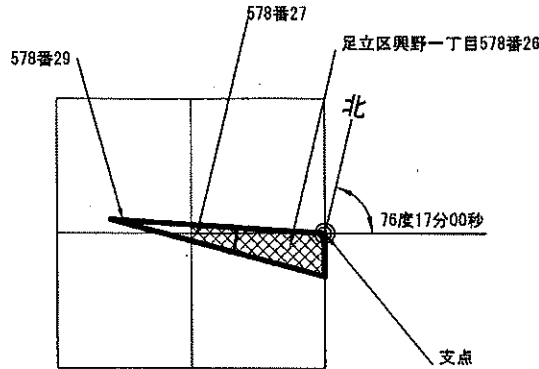
平成三十年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区興野一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類、砒素及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】  
 支点は、足立区興野一丁目578番26の最北端とする。

【格子の回転角度(76度17分00秒)】  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百二十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(目黒区大橋二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課)…一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…四

### 告示(選)

○台東区議会議員選挙における当選の効力に関する審査申立てについての裁決……………五

### 公告

○開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…八

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…八

○肥料検査成績の公表……………(産業労働局農林水産部家畜保健衛生所)…九

○土地収用法による収用の裁決手続開始……………(東京都収用委員会)…二

### 告示

●東京都告示第二百二十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年七月十八日

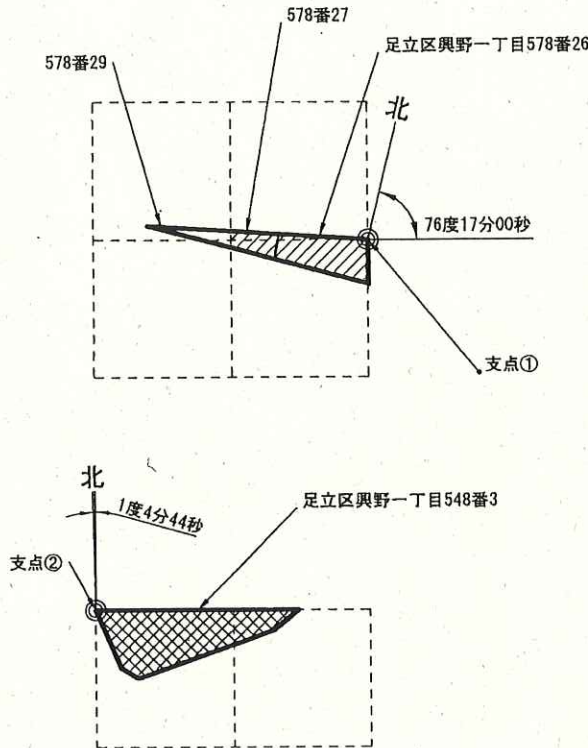
東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区興野一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- 形質変更時要届出区域  
(平成30年東京都告示第1623号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域  
(この告示により指定する区域)

【支点】

- 支点①：足立区興野一丁目578番26の最北端とする。
- 支点②：足立区興野一丁目548番3の最北端とする。

【格子の回転角度】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。  
 支点①：76度17分00秒  
 支点②：1度4分44秒

◎東京都告示第二百二十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年七月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区大島五丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物